

「新宿区耐震改修促進計画(令和6年度改定)」 素案の作成及びパブリック・コメントの実施について

新宿区耐震改修促進計画は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間を計画期間とし、おおむね3年を目途に検証し、必要な施策の見直しを行うこととしている。前回の改定から 3 年が経過するので、進捗状況等を踏まえ、新宿の高度防災都市化と安全安心の強化に向けて、本計画の改定素案を作成し、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民から意見を求める。

記

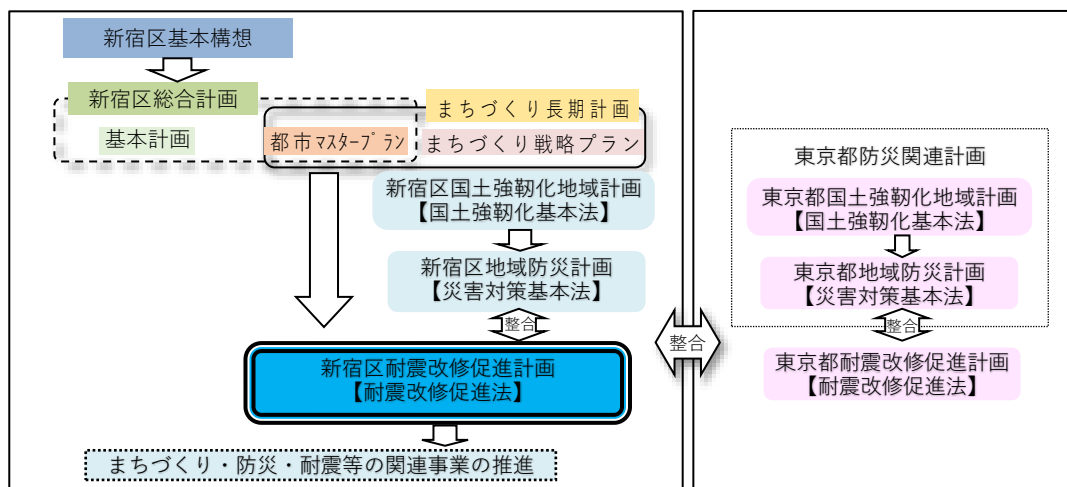
1 新宿区耐震改修促進計画(令和6年度改定)素案について

(1) 目的

住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目的とする。

(2) 位置付け

耐震改修促進法に基づき策定し、東京都耐震改修促進計画及び新宿区地域防災計画等と整合を図る。



(3) 対象建築物

木造 : ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手した全ての建築物

② 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに工事に着手した 2 階建以下の在来軸組工法の住宅

非木造: 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手した全ての建築物

(4) 計画期間

平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間とする。必要に応じて施策の見直しなどを行う。

(5) 取組方針

- ・建築物等の所有者と区は、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに、耐震化の促進を図る。
- ・区は、建築物等の耐震化を行おうとする所有者に対し、国・都及び関係団体と連携して必要な支援を行う。

(6) 改定内容

【資料1、2】のとおり

(主な改定内容)

- ① 2000 年基準の耐震化率
- ② 一般緊急輸送道路沿道建築物の目標達成⇒目標値変更
- ③ 緊急道路障害物除去路線図の明示
- ④ 新たな課題に対する施策の検討

2 パブリック・コメントについて【資料3、4】

(1) 実施期間

令和6年 10 月 15 日(火)から 11 月 15 日(金)まで

(2) 周知方法

広報新宿及び区ホームページ

(3) 閲覧場所

防災都市づくり課(本庁舎 8 階)、区政情報課(本庁舎 3 階)、区政情報センター(本庁舎 1 階)、
特別出張所(10 所)、区立図書館(10 館)、区ホームページ

(4) 意見書の提出方法

郵送、FAX、窓口及び区ホームページにより受付

3 今後のスケジュール(予定)

令和 6 年	10 月 8 日	常任委員会報告
	10 月 15 日	パブリック・コメント実施
	12 月 6 日	第 4 回改定検討委員会(原案の確定)
	12 月 18 日	調整会議
令和 7 年	1 月 14 日	政策経営会議
	2 月 中旬	耐震改修促進計画改定
	3 月 14 日	常任委員会報告
	3 月 15 日	広報新宿掲載

(参考) これまでの検討経緯

都市計画部長を会長とし、関係課長 8 名を委員とする改定検討委員会にて検討を行った。

令和 6 年	3 月 22 日	検討委員会準備会(改定方針の検討)
	5 月 30 日	第1回検討委員会準備会(改定骨子の確定)
	5 月 30 日	庁内意見照会
	7 月 19 日	第 2 回検討委員会(改定(検討委員会案)の確定)
	8 月 1 日	東京都意見照会
	8 月 28 日	第 3 回検討委員会(改定素案(案)の確定)